

ちっちゃなメロンパン保育園下新庄運営規程

(事業所の名称等)

第1条 Melonz 合同会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(2) 名 称 ちっちゃなメロンパン保育園 下新庄

(2) 所在地 大阪市東淀川区豊新2丁目13-14 ノーム豊新Ⅱ 101

(施設の目的及び運営方針)

第2条 ちっちゃなメロンパン保育園 下新庄(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 「当園」は、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号)」その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 「当園」は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)に準じて、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定地域型保育(子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)

支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る利用乳幼児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。

(2) 食事の提供

自園調理した給食を提供する(アレルギー児に関しては原則除去食にて提供する)。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1名(常勤)

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、運営管理業務をつかさどる。

(2) 家庭的保育者(又は保育士) 10名(常勤4名、非常勤6名)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(3) 調理員 2名(常勤並1名含)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時29分まで又は16時31分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第7条 「当園」の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、当園に対し、支給認定保護者が居住する市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定地域型保育基準費用額(子ども・子育て支援法第30条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に地域型保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第8条 「当園」の利用定員は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 13人

(2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育についての利用の要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき（ただし、2号認定こどもの利用は可能と支給認定保護者が居住する市町村が認める場合はこの限りではない。）

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(連携施設)

第 14 条 「当園」は、認定こども園 菅原天満幼稚園（大阪市東淀川区菅原 2-3-27）、幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園（大阪市東淀川区豊新 3-25-5）、さかえ保育園（大阪市東淀川区東淡路 1-5-1-101）を連携施設として以下に掲げる内容について連携するものとする。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(記録の整備)

第 15 条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。